

鳥取市国民健康保険条例の一部改正について (保険料率改正部分を除く)

1 目的

国保運営協議会は、法令により設置義務のある諮問機関であるが、本市の条例においては、会議は過半数の出席により成立する規定となっている。

国の制度改正の状況が明らかになる冬季に諮問を行うこととなるが、インフルエンザ等の発症などで会議が成立しない状況が想定されるため、事故等のやむを得ない事情による欠席の場合に委任による代理出席を認める規定を設けるもの。

2. 改正案

鳥取市国民健康保険条例（昭和34年条例第6号）新旧対照表

改正後	改正前
鳥取市国民健康保険条例 昭和34年3月31日 鳥取市条例第6号	鳥取市国民健康保険条例 昭和34年3月31日 鳥取市条例第6号
第1条 (略) (委員の定数)	第1条 (略) (委員の定数)
第2条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条の規定に基づく鳥取市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。 (1) 被保険者を代表する委員 5人 (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人 (3) 公益を代表する委員 5人 (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人 (招集)	第2条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条の規定に基づく鳥取市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。 (1) 被保険者を代表する委員 5人 (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員5人 (3) 公益を代表する委員 5人 (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人 (招集)
第2条の2 協議会は、会長が招集する。 2 会長は、協議会を招集するときは、市長にこれを通知しなければならない。 3 協議会の会長を選挙するときは、第1項の規定にかかわらず市長がこれを招集する。 (会議)	第2条の2 協議会は、会長が招集する。 2 会長は、協議会を招集するときは、市長にこれを通知しなければならない。 3 協議会の会長を選挙するときは、第1項の規定にかかわらず市長がこれを招集する。 (会議)

<p>第2条の3 協議会の会議は、会長が議長となる。</p> <p>2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p><u>4 第2条第3号の委員に事故があるときは、当該委員の職務を代理する者が議事に参与し、決議に加わることができるものとする。</u></p>	<p>第2条の3 協議会の会議は、会長が議長となる。</p> <p>2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
--	---

鳥取市国民健康保険条例施行規則（昭和34年規則第7号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市国民健康保険条例施行規則 昭和34年5月29日 鳥取市規則第7号</p> <p>第2章 国民健康保険運営協議会 (会議録)</p> <p>第5条 鳥取市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の会議録の作成等については、次項に定めるものを除き、鳥取市議会会議規則（昭和43年鳥取市議会告示第1号）の規定を準用する。</p> <p>2 会議録に署名すべき委員は、会長のほか2名とし、会議のはじめに会長が会議に諮ってこれを定める。ただし、あらかじめ会議の決定により順序を定めたときは、この限りでない。</p> <p>(委員の代理出席)</p> <p><u>第5条の2 条例第2条の3第4項の委員に事故があるときは、それぞれ当該委員があらかじめ会長の承認を得て指名する者を、当該委員に代わって会議に出席させることができるものとする。</u></p>	<p>○鳥取市国民健康保険条例施行規則 昭和34年5月29日 鳥取市規則第7号</p> <p>第2章 国民健康保険運営協議会 (会議録)</p> <p>第5条 鳥取市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の会議録の作成等については、次項に定めるものを除き、鳥取市議会会議規則（昭和43年鳥取市議会告示第1号）の規定を準用する。</p> <p>2 会議録に署名すべき委員は、会長のほか2名とし、会議のはじめに会長が会議に諮ってこれを定める。ただし、あらかじめ会議の決定により順序を定めたときは、この限りでない。</p>